

(その1)

【令和 5 年 分】

収 支 報 告 書

ふ り が な	じゅうみんしゅとうあきたししぶ
1 政治団体の名称	自由民主党秋田市支部
2 主たる事務所の所在地	〒010-0951 秋田市山王4-6-20 合同ビル1-5
3 代表者の氏名	今川 雄策
4 会計責任者の氏名	嵯峨 兼信
収支報告書作成 担当者の氏名	小舘 九二子
電話連絡先	018-863-5355

※選管受付印



※ 太枠内に必要事項を記入してください。

(※該当箇所へ☑を入れる)

政治団体の区分	
☒ 政党の支部	☐ その他の政治団体
☐ 政治資金規正法第18条の2 第1項の規定による政治団体 (=政治団体以外の者が対価1千万 円以上のパーティを開催した場合)	☐ その他の政治団体の支部
活動区域の区分	
☒ 秋田県内	☐ 2以上の都道府県の区域等

(※前年12月31日又は解散日現在)

資金管理団体の指定の有無	
☐ 有	
☒ 無	
(※以下は、「有」の場合のみ記載)	
公職の種類	(現・候)
資金管理団体 の届出をした 者の氏名	

(※前年12月31日又は解散日現在)

国会議員関係政治団体の区分	
☐ 政治資金規正法第19条の7第1項1号に係る 国会議員関係政治団体	
☐ 政治資金規正法第19条の7第1項2号に係る 国会議員関係政治団体	
公職の候補者 の氏名	
公職の種類	(現・候)

資金管理団体の指定の期間

(※年途中で指定又は取消した場合のみ記入)

令和	年	月	日から
令和	年	月	日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

(※年途中で指定又は取消した場合のみ記入)

令和	年	月	日から
令和	年	月	日まで

収 支 の 状 況

(その2)

1 収支の総括表

収 入 総 額	A=B+C	9,559,606	十億 百万 千 円	✓
(前年からの繰越額) B		3,893,391		←前年の「翌年への繰越額」と一致
(本年の収入額) C		5,666,215		✓
支 出 総 額	D	5,563,246		
翌年への繰越額	E=A-D	3,996,360		✓

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費

金 額	1,911,600	十億 百万 千 円
員数 (党費又は会費を納入した実人数)	1,644	人

(2) 寄 附

ア 寄 附 (イを除く。) の 区 分	金 額	備 考	
(ア) 個 人 か ら の 寄 附	2,720,000	(※その7①に内訳を記載)	
(うち特定寄附)		(※資金管理団体のみ)	
(イ) 法 人 そ の 他 の 団 体 か ら の 寄 附		(※その7②に内訳を記載)	←
(ウ) 政 治 団 体 か ら の 寄 附		(※その7③に内訳を記載)	←
小 計 (ア)+(イ)+(ウ)	2,720,000		
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)		(※その8に内訳を記載)	
イ 政 党 匿 名 寄 附		(※その9に内訳を記載)	
合 計 (ア+イ)	2,720,000		

政党（支部）以外は法人その他の団体から寄附を受けることはできません。

政治団体の本部・支部からの交付金は（その5）に計上すること。

(その3)

(3) 機関紙誌の発行その他の事業による収入		
事業の種類	金額	備考
自由民主党秋田市支部役員会 会費	十億 百万 千 円 66,000	R5・1・18
自由民主党秋田市支部 支部大会 会費	183,000	R5・5・14
自由民主党秋田市支部 政務調査会（勉強会） 会費	24,000	R5・8・31
この頁の小計	273,000	政治資金パーティーを開催した場合、開催年月日及び開催場所を「備考」欄に記載する。収入金額が1,000万円以上の場合は（その10）を、1つのパーティーにつき、同一の者が20万円を超えてパーティー券を購入した場合は（その11）を作成する。
合計	273,000	

(その5)

(5) 本部又は支部から供与された交付金に係る収入				
交付金を供与した本部又は支部の名称	金 額	年月日	主たる事務所の所在地	備 考
自由民主党秋田県支部連合会	十億 百万 千 円 200,000	R5・5・11	秋田市山王4-6-12	
自由民主党秋田県第一選挙区支部	100,000	R5・6・6	秋田市仁井田新田3-13-20	
自由民主党秋田県参議院選挙区第一支部	200,000	R5・9・25	秋田市山王3-1-15	
自由民主党秋田県第一選挙区支部	100,000	R5・12・16	秋田市仁井田新田3-13-20	
こ の 頁 の 小 計	600,000	すべての交付金収入につき、本部又は支部ごとに名寄せして小計を記載する ほか、頁ごとに小計を、最終ページに合計額を記載する。		
合 計	600,000			

(その6)

(6) その他の収入			
摘	要	金 額	備 考
		十億 百万 千 円	
こ	の	頁	の
1	件	10	万円未満のもの
合		計	
		0	1件あたりの金額が10万円以上の収入は個別に記載する。
		161,615	←10万円未満の収入は、一括して合計金額を「1件10万円未満のもの」にまとめて記載する。
		161,615	

(その7①)

(7) 寄 附 の 内 訳			寄 附 者 の 区 分		個 人	
寄 付 者 の 氏 名	金 額	年 月 日	住 所	職 業	備 考	
赤坂 光一 /	十億 百万 千 円 10,000/	R5・1・20	秋田市新屋扇町13-7 /	市議会議員		
//	10,000	R5・2・21	//	//		
//	10,000	R5・3・20	//	//		
//	10,000	R5・4・21	//	//		
こ の 頁 の 小 計	40,000	同一者（団体）からの寄附の合計が年間5万円を超えるものについては個別に記載するとともに、その寄附をした者ごとに名寄せして寄附者ごとに小計を記載する。 5万円以下の寄附は一括して「その他の寄附」に計上して構わないが、課税上の優遇措置を受ける場合には個別に記載する。				
そ の 他 の 寄 附						
合 計	40,000					

(その7①)

(7) 寄 附 の 内 訳			寄 附 者 の 区 分		個 人
寄 付 者 の 氏 名	金 額	年月日	住 所	職 業	備 考
熊谷 重隆 /	十億 百万 千 円 10,000	R5・1・20	秋田市河辺北野田高屋字雷谷地47-2	市議会議員	
//	10,000	R5・2・21	//	//	
//	10,000	R5・3・20	//	//	
//	10,000	R5・4・21	//	//	
//	10,000	R5・5・19	//	//	
//	10,000	R5・6・21	//	//	
//	10,000	R5・7・21	//	//	
//	10,000	R5・8・21	//	//	
//	10,000	R5・9・21	//	//	
//	10,000	R5・10・20	//	//	
//	10,000	R5・11・21	//	//	
//	10,000	R5・12・21	//	//	
こ の 頁 の 小 計	120,000	同一者（団体）からの寄附の合計が年間5万円を超えるものについては個別に記載するとともに、その寄附をした者ごとに名寄せして寄附者ごとに小計を記載する。 5万円以下の寄附は一括して「その他の寄附」に計上して構わないが、課税上の優遇措置を受ける場合には個別に記載する。			
そ の 他 の 寄 附					
合 計	120,000				

(その7①)

(7) 寄 附 の 内 訳			寄 附 者 の 区 分		個 人	
寄 付 者 の 氏 名	金 額	年 月 日	住 所	職 業	備 考	
小野寺 誠 /	十億 百万 千 円 10,000	R5・1・20	秋田市河辺岩見萱森字留見瀬24-6	市議会議員		
//	10,000	R5・2・21	//	//		
//	10,000	R5・3・20	//	//		
//	10,000	R5・4・21	//	//		
//	10,000	R5・5・19	//	//		
//	10,000	R5・6・21	//	//		
//	10,000	R5・7・21	//	//		
//	10,000	R5・8・21	//	//		
//	10,000	R5・9・21	//	//		
//	10,000	R5・10・20	//	//		
//	10,000	R5・11・21	//	//		
//	10,000	R5・12・21	//	//		
こ の 頁 の 小 計	120,000	同一者（団体）からの寄附の合計が年間5万円を超えるものについては個別に記載するとともに、その寄附をした者ごとに名寄せして寄附者ごとに小計を記載する。 5万円以下の寄附は一括して「その他の寄附」に計上して構わないが、課税上の優遇措置を受ける場合には個別に記載する。				
そ の 他 の 寄 附						
合 計	120,000					

(その7①)

(7) 寄 附 の 内 訳			寄 附 者 の 区 分		個 人	
寄 付 者 の 氏 名	金 額	年月日	住 所	職 業	備 考	
菅原 琢哉 /	十億 百万 千 円 10,000	R5・1・20	秋田市飯島鼠田3-5-19 /	市議会議員		
//	10,000	R5・2・21	//	//		
//	10,000	R5・3・20	//	//		
//	10,000	R5・4・21	//	//		
//	10,000	R5・5・19	//	//		
//	10,000	R5・6・21	//	//		
//	10,000	R5・7・21	//	//		
//	10,000	R5・8・21	//	//		
//	10,000	R5・9・21	//	//		
//	10,000	R5・10・20	//	//		
//	10,000	R5・11・21	//	//		
//	10,000	R5・12・21	//	//		
こ の 頁 の 小 計	120,000	同一者（団体）からの寄附の合計が年間5万円を超えるものについては個別に記載するとともに、その寄附をした者ごとに名寄せして寄附者ごとに小計を記載する。 5万円以下の寄附は一括して「その他の寄附」に計上して構わないが、課税上の優遇措置を受ける場合には個別に記載する。				
そ の 他 の 寄 附						
合 計	120,000					

(その7①)

(7) 寄 附 の 内 訳			寄 附 者 の 区 分		個 人	
寄 付 者 の 氏 名	金 額	年月日	住 所	職 業	備 考	
安井 正浩 〳	十億 百万 千 円 10,000	R5・1・20	秋田市泉中央5-1-3-903 〳	市議会議員		
〳	10,000	R5・2・21	〳	〳		
〳	10,000	R5・3・20	〳	〳		
〳	10,000	R5・4・21	〳	〳		
〳	10,000	R5・5・19	〳	〳		
〳	10,000	R5・6・21	〳	〳		
〳	10,000	R5・7・21	〳	〳		
〳	10,000	R5・8・21	〳	〳		
〳	10,000	R5・9・21	〳	〳		
〳	10,000	R5・10・20	〳	〳		
〳	10,000	R5・11・21	〳	〳		
〳	10,000	R5・12・21	〳	〳		
こ の 頁 の 小 計	120,000	同一者（団体）からの寄附の合計が年間5万円を超えるものについては個別に記載するとともに、その寄附をした者ごとに名寄せして寄附者ごとに小計を記載する。 5万円以下の寄附は一括して「その他の寄附」に計上して構わないが、課税上の優遇措置を受ける場合には個別に記載する。				
そ の 他 の 寄 附						
合 計	120,000					

(その7①)

(7) 寄 附 の 内 訳			寄 附 者 の 区 分		個 人	
寄 付 者 の 氏 名	金 額	年月日	住 所	職 業	備 考	
渡辺 正宏 /	10,000 ^円 _千	R5・1・20	秋田市山王中園町11-40 /	市議会議員		
//	10,000	R5・2・21	//	//		
//	10,000	R5・3・20	//	//		
//	10,000	R5・4・21	//	//		
//	10,000	R5・5・19	//	//		
//	10,000	R5・6・21	//	//		
//	10,000	R5・7・21	//	//		
//	10,000	R5・8・21	//	//		
//	10,000	R5・9・21	//	//		
//	10,000	R5・10・20	//	//		
//	10,000	R5・11・21	//	//		
//	10,000	R5・12・21	//	//		
こ の 頁 の 小 計	120,000	同一者（団体）からの寄附の合計が年間5万円を超えるものについては個別に記載するとともに、その寄附をした者ごとに名寄せして寄附者ごとに小計を記載する。 5万円以下の寄附は一括して「その他の寄附」に計上して構わないが、課税上の優遇措置を受ける場合には個別に記載する。				
そ の 他 の 寄 附						
合 計	120,000					

(その7①)

(7) 寄 附 の 内 訳			寄 附 者 の 区 分		個 人	
寄 付 者 の 氏 名	金 額	年 月 日	住 所	職 業	備 考	
伊藤 巧一 /	十億 百万 千 円 10,000	R5・1・20	秋田市雄和種沢字沼田47 /	市議会議員		
//	10,000	R5・2・21	//	//		
//	10,000	R5・3・20	//	//		
//	10,000	R5・4・21	//	//		
//	10,000	R5・5・19	//	//		
//	10,000	R5・6・21	//	//		
//	10,000	R5・7・21	//	//		
//	10,000	R5・8・21	//	//		
//	10,000	R5・9・21	//	//		
//	10,000	R5・10・20	//	//		
//	10,000	R5・11・21	//	//		
//	10,000	R5・12・21	//	//		
こ の 頁 の 小 計	120,000	同一者（団体）からの寄附の合計が年間5万円を超えるものについては個別に記載するとともに、その寄附をした者ごとに名寄せして寄附者ごとに小計を記載する。 5万円以下の寄附は一括して「その他の寄附」に計上して構わないが、課税上の優遇措置を受ける場合には個別に記載する。				
そ の 他 の 寄 附						
合 計	120,000					

(その7①)

(7) 寄 附 の 内 訳			寄 附 者 の 区 分		個 人	
寄 付 者 の 氏 名	金 額	年月日	住 所	職 業	備 考	
工藤 知彦 〳	十億 百万 千 円 10,000	R5・1・20	秋田市雄和新波字竹ノ花37-1 〳	市議会議員		
〳	10,000	R5・2・21	〳	〳		
〳	10,000	R5・3・20	〳	〳		
〳	10,000	R5・4・21	〳	〳		
〳	10,000	R5・5・19	〳	〳		
〳	10,000	R5・6・21	〳	〳		
〳	10,000	R5・7・21	〳	〳		
〳	10,000	R5・8・21	〳	〳		
〳	10,000	R5・9・21	〳	〳		
〳	10,000	R5・10・20	〳	〳		
〳	10,000	R5・11・21	〳	〳		
〳	10,000	R5・12・21	〳	〳		
こ の 頁 の 小 計	120,000 〳	同一者（団体）からの寄附の合計が年間5万円を超えるものについては個別に記載するとともに、その寄附をした者ごとに名寄せして寄附者ごとに小計を記載する。 5万円以下の寄附は一括して「その他の寄附」に計上して構わないが、課税上の優遇措置を受ける場合には個別に記載する。				
そ の 他 の 寄 附						
合 計	120,000					

(その7①)

(7) 寄 附 の 内 訳			寄 附 者 の 区 分		個 人	
寄 付 者 の 氏 名	金 額	年月日	住 所	職 業	備 考	
工藤 潤平 〆	十億 百万 千 円 10,000	R5・5・12	秋田市新屋扇町13-8 〆	市議会議員		
〃	10,000	R5・6・21	〃	〃		
〃	10,000	R5・7・20	〃	〃		
〃	10,000	R5・8・21	〃	〃		
〃	10,000	R5・9・21	〃	〃		
〃	10,000	R5・10・20	〃	〃		
〃	10,000	R5・11・21	〃	〃		
〃	10,000	R5・12・21	〃	〃		
こ の 頁 の 小 計	80,000 〆	同一者（団体）からの寄附の合計が年間5万円を超えるものについては個別に記載するとともに、その寄附をした者ごとに名寄せして寄附者ごとに小計を記載する。 5万円以下の寄附は一括して「その他の寄附」に計上して構わないが、課税上の優遇措置を受ける場合には個別に記載する。				
そ の 他 の 寄 附						
合 計	80,000 〆					

(その7①)

(7) 寄 附 の 内 訳			寄 附 者 の 区 分		個 人	
寄 付 者 の 氏 名	金 額	年 月 日	住 所	職 業	備 考	
飯牟礼 克年 /	十億 百万 千 円 10,000	R5・5・31	秋田市牛島東4-5-32 /	市議会議員		
//	10,000	R5・6・21	//	//		
//	10,000	R5・7・20	//	//		
//	10,000	R5・8・21	//	//		
//	10,000	R5・9・21	//	//		
//	10,000	R5・10・20	//	//		
//	10,000	R5・11・21	//	//		
//	10,000	R5・12・21	//	//		
こ の 頁 の 小 計	80,000	同一者（団体）からの寄附の合計が年間5万円を超えるものについては個別に記載するとともに、その寄附をした者ごとに名寄せして寄附者ごとに小計を記載する。 5万円以下の寄附は一括して「その他の寄附」に計上して構わないが、課税上の優遇措置を受ける場合には個別に記載する。				
そ の 他 の 寄 附						
合 計	80,000					

(その7①)

(7) 寄 附 の 内 訳			寄 附 者 の 区 分		個 人	
寄 付 者 の 氏 名	金 額	年 月 日	住 所	職 業	備 考	
北林 康司 /	十億 百万 千 円 20,000 /	R5・1・20	秋田市八橋大道東5-1 /	県議会議員		
//	20,000 /	R5・2・21	//	//		
//	20,000 /	R5・3・20	//	//		
//	20,000 /	R5・4・21	//	//		
こ の 頁 の 小 計	80,000 /	同一者（団体）からの寄附の合計が年間5万円を超えるものについては個別に記載するとともに、その寄附をした者ごとに名寄せして寄附者ごとに小計を記載する。 5万円以下の寄附は一括して「その他の寄附」に計上して構わないが、課税上の優遇措置を受ける場合には個別に記載する。				
そ の 他 の 寄 附						
合 計	80,000					

(その7①)

(7) 寄 附 の 内 訳			寄 附 者 の 区 分		個 人	
寄 付 者 の 氏 名	金 額	年 月 日	住 所	職 業	備 考	
工藤 嘉範 /	十億 百万 千 円 20,000	R5・1・20	秋田市山内字田中143-1 /	県議会議員		
//	20,000	R5・2・21	//	//		
//	20,000	R5・3・20	//	//		
//	20,000	R5・4・21	//	//		
//	20,000	R5・5・19	//	//		
//	20,000	R5・6・21	//	//		
//	20,000	R5・7・21	//	//		
//	20,000	R5・8・21	//	//		
//	20,000	R5・9・21	//	//		
//	20,000	R5・10・20	//	//		
//	20,000	R5・11・21	//	//		
//	20,000	R5・12・21	//	//		
こ の 頁 の 小 計	240,000 /	同一者（団体）からの寄附の合計が年間5万円を超えるものについては個別に記載するとともに、その寄附をした者ごとに名寄せして寄附者ごとに小計を記載する。 5万円以下の寄附は一括して「その他の寄附」に計上して構わないが、課税上の優遇措置を受ける場合には個別に記載する。				
そ の 他 の 寄 附						
合 計	240,000					

(その7①)

(7) 寄 附 の 内 訳			寄 附 者 の 区 分		個 人	
寄 付 者 の 氏 名	金 額	年月日	住 所	職 業	備 考	
竹下 博英 /	十億 百万 千 円 20,000 /	R5・1・20	秋田市雄和平尾鳥字西野63 /	県議会議員		
//	20,000 /	R5・2・21	//	//		
//	20,000 /	R5・3・20	//	//		
//	20,000 /	R5・4・21	//	//		
//	20,000 /	R5・5・19	//	//		
//	20,000 /	R5・6・21	//	//		
//	20,000 /	R5・7・21	//	//		
//	20,000 /	R5・8・21	//	//		
//	20,000 /	R5・9・21	//	//		
//	20,000 /	R5・10・20	//	//		
//	20,000 /	R5・11・21	//	//		
//	20,000 /	R5・12・21	//	//		
こ の 頁 の 小 計	240,000 /	同一者（団体）からの寄附の合計が年間5万円を超えるものについては個別に記載するとともに、その寄附をした者ごとに名寄せして寄附者ごとに小計を記載する。 5万円以下の寄附は一括して「その他の寄附」に計上して構わないが、課税上の優遇措置を受ける場合には個別に記載する。				
そ の 他 の 寄 附						
合 計	240,000					

(その7①)

(7) 寄 附 の 内 訳			寄 附 者 の 区 分		個 人	
寄 付 者 の 氏 名	金 額	年月日	住 所	職 業	備 考	
鈴木 健太 /	十億 百万 千 円 20,000	R5・1・20	秋田市手形山北町4-5 /	県議会議員		
//	20,000	R5・2・21	//	//		
//	20,000	R5・3・20	//	//		
//	20,000	R5・4・21	//	//		
//	20,000	R5・5・19	//	//		
//	20,000	R5・6・21	//	//		
//	20,000	R5・7・21	//	//		
//	20,000	R5・8・21	//	//		
//	20,000	R5・9・21	//	//		
//	20,000	R5・10・20	//	//		
//	20,000	R5・11・21	//	//		
//	20,000	R5・12・21	//	//		
こ の 頁 の 小 計	240,000	同一者（団体）からの寄附の合計が年間5万円を超えるものについては個別に記載するとともに、その寄附をした者ごとに名寄せして寄附者ごとに小計を記載する。 5万円以下の寄附は一括して「その他の寄附」に計上して構わないが、課税上の優遇措置を受ける場合には個別に記載する。				
そ の 他 の 寄 附						
合 計	240,000					

(その7①)

(7) 寄 附 の 内 訳			寄 附 者 の 区 分		個 人	
寄 付 者 の 氏 名	金 額	年月日	住 所	職 業	備 考	
今川 雄策 /	十億 百万 千 円 20,000	R5・1・20	秋田市泉南3-8-26 /	県議会議員		
//	20,000	R5・2・21	//	//		
//	20,000	R5・3・20	//	//		
//	20,000	R5・4・21	//	//		
//	20,000	R5・5・19	//	//		
//	20,000	R5・6・21	//	//		
//	20,000	R5・7・21	//	//		
//	20,000	R5・8・21	//	//		
//	20,000	R5・9・21	//	//		
//	20,000	R5・10・20	//	//		
//	20,000	R5・11・21	//	//		
//	20,000	R5・12・21	//	//		
こ の 頁 の 小 計	240,000	同一者（団体）からの寄附の合計が年間5万円を超えるものについては個別に記載するとともに、その寄附をした者ごとに名寄せして寄附者ごとに小計を記載する。 5万円以下の寄附は一括して「その他の寄附」に計上して構わないが、課税上の優遇措置を受ける場合には個別に記載する。				
そ の 他 の 寄 附						
合 計	240,000					

(その7①)

(7) 寄 附 の 内 訳			寄 附 者 の 区 分		個 人	
寄 付 者 の 氏 名	金 額	年 月 日	住 所	職 業	備 考	
宇佐見 康人	20,000	R5・1・20	秋田市土崎港東1-6-70-13	県議会議員		
〃	20,000	R5・2・21	〃	〃		
〃	20,000	R5・3・20	〃	〃		
〃	20,000	R5・4・21	〃	〃		
〃	20,000	R5・5・19	〃	〃		
〃	20,000	R5・6・21	〃	〃		
〃	20,000	R5・7・21	〃	〃		
〃	20,000	R5・8・21	〃	〃		
〃	20,000	R5・9・21	〃	〃		
〃	20,000	R5・10・20	〃	〃		
〃	20,000	R5・11・21	〃	〃		
〃	20,000	R5・12・21	〃	〃		
こ の 頁 の 小 計	240,000	同一者（団体）からの寄附の合計が年間5万円を超えるものについては個別に記載するとともに、その寄附をした者ごとに名寄せして寄附者ごとに小計を記載する。 5万円以下の寄附は一括して「その他の寄附」に計上して構わないが、課税上の優遇措置を受ける場合には個別に記載する。				
そ の 他 の 寄 附						
合 計	240,000					

(その7①)

(7) 寄 附 の 内 訳			寄 附 者 の 区 分		個 人	
寄 付 者 の 氏 名	金 額	年月日	住 所	職 業	備 考	
島田 薫	十億 百万 千 円 20,000	R5・1・20	秋田市広面字推子75-2	県議会議員		
〃	20,000	R5・2・21	〃	〃		
〃	20,000	R5・3・20	〃	〃		
〃	20,000	R5・4・21	〃	〃		
〃	20,000	R5・5・19	〃	〃		
〃	20,000	R5・6・21	〃	〃		
〃	20,000	R5・7・21	〃	〃		
〃	20,000	R5・8・21	〃	〃		
〃	20,000	R5・9・21	〃	〃		
〃	20,000	R5・10・20	〃	〃		
〃	20,000	R5・11・21	〃	〃		
〃	20,000	R5・12・21	〃	〃		
こ の 頁 の 小 計	240,000	同一者（団体）からの寄附の合計が年間5万円を超えるものについては個別に記載するとともに、その寄附をした者ごとに名寄せして寄附者ごとに小計を記載する。 5万円以下の寄附は一括して「その他の寄附」に計上して構わないが、課税上の優遇措置を受ける場合には個別に記載する。				
そ の 他 の 寄 附						
合 計	240,000					

(その7①)

(7) 寄 附 の 内 訳			寄 附 者 の 区 分		個 人	
寄 付 者 の 氏 名	金 額	年 月 日	住 所	職 業	備 考	
武内 伸文	20,000 ^円	R5・5・19	秋田市川尻みよし町5-26	県議会議員		
〃	20,000	R5・6・21	〃	〃		
〃	20,000	R5・7・20	〃	〃		
〃	20,000	R5・8・21	〃	〃		
〃	20,000	R5・9・21	〃	〃		
〃	20,000	R5・10・20	〃	〃		
〃	20,000	R5・11・21	〃	〃		
〃	20,000	R5・12・21	〃	〃		
こ の 頁 の 小 計	160,000	同一者（団体）からの寄附の合計が年間5万円を超えるものについては個別に記載するとともに、その寄附をした者ごとに名寄せして寄附者ごとに小計を記載する。 5万円以下の寄附は一括して「その他の寄附」に計上して構わないが、課税上の優遇措置を受ける場合には個別に記載する。				
そ の 他 の 寄 附						
合 計	160,000					

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表			
項 目	金 額	備 考	
		うち本部又は支部に供与した 交付金（会費等）に係る支出 （再掲）	
1 経 常 経 費	十億 百万 千 円 1,974,775		
(1) 人 件 費			
(2) 光 熱 水 費	128,479		
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	306,783		
(4) 事 務 所 費	1,221,243		
小 計 (A)	3,631,280		
2 政 治 活 動 費	321,916		
(1) 組 織 活 動 費			
(2) 選 挙 関 係 費			
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費 (ア～エの計)			(ア～エの計)を記載
ア 機関紙誌の発行事業費			
イ 宣 伝 事 業 費			
ウ 政治資金パーティー開催事業 費			
エ その他の事業費	558,100		
(4) 調 査 研 究 費	4,620		
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	800,000		
(6) そ の 他 の 経 費	247,330		
小 計 (B)	1,931,966		
合 計 (A+B)	5,563,246	「備考」欄に記載する本部・支部間の交付金等に係る支出は、 (その16) 本部・支部間の交付金支出の内訳と対応する。	

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項目別区分 組織活動費 (役員会費)		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (名称)	支出を受けた者の住所 (主たる事務所の所在地)	備考
役員会、会食代	十億 百万 千 円 175,000	R5・1・18	有限会社 日本平	秋田市中通6-14-15	
役員会、弁当代	60,000	R5・5・12	株式会社サテライト六戸	秋田市山王4-5-10 (アキタパークホテル)	
この頁の小計	235,000	1件当たり5万円以上の支出(国会議員関係政治団体は、1件当たり1万円を超える支出)について個別に記載する。(領収書等の写しを添付) ←1件当たり5万円未満の支出(国会議員関係政治団体は、1件当たり1万円以下の支出)を合計した金額をまとめて記載する。			
その他の支出	62,766				
合 計	297,766				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項目別区分 組織活動費 (交際費)		
支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (名称)	支出を受けた者の住所 (主たる事務所の所在地)	備 考
	十億 百万 千 円				
こ の 頁 の 小 計	0	1件当たり5万円以上の支出（国会議員関係政治団体は、1件当たり1万円を超える支出）について個別に記載する。（領収書等の写しを添付） ←1件当たり5万円未満の支出（国会議員関係政治団体は、1件当たり1万円以下の支出）を合計した金額をまとめて記載する。			
そ の 他 の 支 出	20,000				
合 計	20,000				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項目別区分 組織活動費 (慶弔費)		
支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (名称)	支出を受けた者の住所 (主たる事務所の所在地)	備 考
電報料金	十億 百万 千 円				
こ の 頁 の 小 計	0	1件当たり5万円以上の支出（国会議員関係政治団体は、1件当たり1万円を超える支出）について個別に記載する。（領収書等の写しを添付） ←1件当たり5万円未満の支出（国会議員関係政治団体は、1件当たり1万円以下の支出）を合計した金額をまとめて記載する。			
そ の 他 の 支 出	4,150				
合 計	4,150				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項目別区分 その他の事業 (大会費)		
支出の目的	金額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (名称)	支出を受けた者の住所 (主たる事務所の所在地)	備考
支部大会 会場費他代	十億 百万 千 円 477,395	R5・5・19	秋田キャッスルホテル	秋田市中通1-3-5	
この頁の小計	477,395	1件当たり5万円以上の支出(国会議員関係政治団体は、1件当たり1万円を超える支出)について個別に記載する。(領収書等の写しを添付) ←1件当たり5万円未満の支出(国会議員関係政治団体は、1件当たり1万円以下の支出)を合計した金額をまとめて記載する。			
その他の支出					
合 計	477,395				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項目別区分 その他の事業 (政務調査会費)		
支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (名称)	支出を受けた者の住所 (主たる事務所の所在地)	備 考
勉強会、会食代	十億 百万 千 円 77,000	R5・9・5	株式会社サテライト六戸	秋田市山王4-5-10 (アキタパークホテル)	
こ の 頁 の 小 計	77,000	1件当たり5万円以上の支出(国会議員関係政治団体は、1件当たり1万円を超える支出)について個別に記載する。(領収書等の写しを添付) ←1件当たり5万円未満の支出(国会議員関係政治団体は、1件当たり1万円以下の支出)を合計した金額をまとめて記載する。			
そ の 他 の 支 出	3,705				
合 計	80,705				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項目別区分 調査研究費 ()		
支出の目的	金額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (名称)	支出を受けた者の住所 (主たる事務所の所在地)	備 考
地方選挙実践の手引き、購入代	十億 百万 千 円				
こ の 頁 の 小 計	0		1件当たり5万円以上の支出（国会議員関係政治団体は、1件当たり1万円を超える支出）について個別に記載する。（領収書等の写しを添付） ←1件当たり5万円未満の支出（国会議員関係政治団体は、1件当たり1万円以下の支出）を合計した金額をまとめて記載する。		
そ の 他 の 支 出	4,620				
合 計	4,620				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項目別区分 寄付・交付金 (寄付金)		
支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (名称)	支出を受けた者の住所 (主たる事務所の所在地)	備 考
寄付金	十億 百万 千 円 50,000	R5・12・14	小野寺まこと後援会	秋田市河辺岩見字萱森留見瀬24-6	
〃	50,000	R5・12・14	くまがい重隆後援会	秋田市河辺北野田高屋字雷谷地47-2	
〃	50,000	R5・12・14	安井正浩後援会	秋田市泉南3-9-24	
〃	50,000	R5・12・14	工藤ともひこ後援会	秋田市雄和新波字樋口9-1	
〃	50,000	R5・12・14	渡辺正宏後援会	秋田市山王中園町11-40	
〃	50,000	R5・12・14	工藤じゅんぺい後援会	秋田市新屋扇町13-8	
〃	50,000	R5・12・14	飯牟礼克年後援会	秋田市牛島東4-5-32	
〃	50,000	R5・12・15	菅原琢哉後援会	秋田市飯島鼠田3-5-19	
こ の 頁 の 小 計	400,000	1件当たり5万円以上の支出(国会議員関係政治団体は、1件当たり1万円を超える支出)について個別に記載する。(領収書等の写しを添付) ←1件当たり5万円未満の支出(国会議員関係政治団体は、1件当たり1万円以下の支出)を合計した金額をまとめて記載する。			
そ の 他 の 支 出					
合 計	400,000				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項目別区分 寄付・交付金 (交付金)		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (名称)	支出を受けた者の住所 (主たる事務所の所在地)	備考
交付金	十億 百万 千 円 50,000	R5・12・14	自由民主党秋田県秋田市第五支部	秋田市雄和種沢字沼田47	
//	50,000	R5・12・19	自由民主党秋田県秋田市第七支部	秋田市雄和平尾鳥字西野63	
//	50,000	R5・12・19	自由民主党秋田県秋田市第十支部	秋田市山内字田中143-1	
//	50,000	R5・12・19	自由民主党秋田県秋田市第十一支部	秋田市手形山北町4-5	
//	50,000	R5・12・19	自由民主党秋田県秋田市第十二支部	秋田市泉中央6-5-24Jビル102号	
//	50,000	R5・12・19	自由民主党秋田県秋田市第十三支部	秋田市土崎港東2-3-29	
//	50,000	R5・12・19	自由民主党秋田県秋田市第十四支部	秋田市広面字推子75-2	
//	50,000	R5・12・19	自由民主党秋田県秋田市第十五支部	秋田市川尻みよし町5-26	
この頁の小計	400,000	1件当たり5万円以上の支出(国会議員関係政治団体は、1件当たり1万円を超える支出)について個別に記載する。(領収書等の写しを添付) ←1件当たり5万円未満の支出(国会議員関係政治団体は、1件当たり1万円以下の支出)を合計した金額をまとめて記載する。			
その他の支出					
合計	400,000				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項目別区分 その他の経費 ()		
支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (名称)	支出を受けた者の住所 (主たる事務所の所在地)	備 考
	十億 百万 千 円				
こ の 頁 の 小 計	0		1件当たり5万円以上の支出（国会議員関係政治団体は、1件当たり1万円を超える支出）について個別に記載する。（領収書等の写しを添付） ←1件当たり5万円未満の支出（国会議員関係政治団体は、1件当たり1万円以下の支出）を合計した金額をまとめて記載する。		
そ の 他 の 支 出	247,330				
合 計	247,330				

(その16)

(4) 本部又は支部に対して供与した交付金（会費等）に係る支出の内訳					
支 出 項 目	金 額	年 月 日	交付金等の供与を受けた本部 又は 支 部 の 名 称	主たる事務所の所在地	備 考
交付金	十億 百万 千 円 50,000	R5・12・14	自由民主党秋田県秋田市第五支部	秋田市雄和種沢字沼田47	
//	50,000	R5・12・19	自由民主党秋田県秋田市第七支部	秋田市雄和平尾鳥字西野63	
//	50,000	R5・12・19	自由民主党秋田県秋田市第十支部	秋田市山内字田中143-1	
//	50,000	R5・12・19	自由民主党秋田県秋田市第十一支部	秋田市手形山北町4-5	
//	50,000	R5・12・19	自由民主党秋田県秋田市第十二支部	秋田市泉中央6-5-24Jビル102号	
//	50,000	R5・12・19	自由民主党秋田県秋田市第十三支部	秋田市土崎港東2-3-29	
//	50,000	R5・12・19	自由民主党秋田県秋田市第十四支部	秋田市広面字推子75-2	
//	50,000	R5・12・19	自由民主党秋田県秋田市第十五支部	秋田市川尻みよし町5-26	
こ の 頁 の 小 計	400,000	(その13)の「備考」欄の「うち本部又は支部に対して供与した交付金等に係る支出」について、その内訳を記載。(その14)(その15)と異なり、 <u>5万円未満</u> (国会議員関係政治団体は1万円以下)の支出もすべて個別に記載する。			
合 計	400,000				

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

※全項目について「有」又は「無」に☑を入れる。

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	☐	☒	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

(その20)

宣 誓 書

添 付 書 類 (別添のとおり)

(添付したものに☑をつける。)

☒
☐

1 領収書等の写し

2 政治資金監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 6 年 1 月 23 日 /	
政治団体の名称	自由民主党秋田市支部 /
会計責任者の氏名	嵯峨 兼信 / 
※ 代表者の氏名	

会計責任者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りではない。

※ 政治団体の解散に伴う報告書の場合は、会計責任者の氏名の他、代表者の氏名を記載すること。また、代表者及び会計責任者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りではない。